

関東大学バレーボール連盟 規約

第1章 総 則

第1条（名称）

本連盟は、関東大学バレーボール連盟（以下本連盟という）と称する。英文の名称は、Kantoh University Volleyball Associationとする。

第2条（事務所）

本連盟は、事務所を東京都に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

本連盟は、関東地域（群馬県・茨城県・栃木県・埼玉県・山梨県・神奈川県及び東京都）に所在する大学のバレーボール部で、かつ当該大学を代表するバレーボール部で、あると認めたもので本連盟に加盟するものを統括し、かつ代表する競技団体として、バレーボールの普及・振興を図り、もって学生の心身の健全な発達と明るく豊かな学生生活を通じ人格の形成に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 全日本大学バレーボール連盟（以下全日本学連という）への登録
- (2) 春秋のリーグ戦の開催及び主管
- (3) 全日本学連主催の競技会の関東地域に於ける主管
- (4) 北海道・東北・北信越各大学バレーボール連盟と協力し、東日本大学バレーボール選手権大会の開催及び主管または応援・協力
- (5) その他全日本学連及び本連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び組織

第5条（会員及び組織）

(1) 本連盟は、関東地域に所在する学校教育法による大学またはこれに準ずる大学（以下大学という）のバレーボール部で本連盟に加盟を希望する部を会員として組織する。なお、一つの大学で男子・女子の部を加盟させるときはそれぞれ独立した会員とする。

(2) 本連盟は、全日本学連に所属し、本連盟に加盟する大学は自動的に全日本学連に加盟するものとする。

第4章 加盟・登録及び脱退

第6条(加盟及び加盟料)

- (1) 本連盟に加盟を希望する大学はバレーボール部部長の署名・捺印のある次の文書をもって本連盟に申請する。
 - (イ) 申請書：加盟希望理由を明記
 - (ロ) 誓約書：本連盟規約に従う旨を明記
 - (ハ) 登録部員名簿：氏名・所属学部・学年・年齢を明記
- (2) 本連盟への加盟は総会の承認を必要とする。
- (3) 本連盟へ加盟する大学は本規約細則に規定された加盟金及び全日本学連規約細則に規定された全日本学連加盟金を納入しなければならない。
- (4) 一旦納入された加盟料は理由のいかんを問わず返還しない。

第7条(登録及び登録料)

- (1) 本連盟加盟大学は毎年4月10日までに規定の登録用紙をもって登録しなければならない。
- (2) 登録に際しては本規約細則に規定された登録料を納入しなければならない。
- (3) 第8条により脱退した大学の当該年度の登録料は返還しない。

第8条(脱退)

- (1) 本連盟加盟大学が脱退する場合は次の文書をもって本連盟に届出なければならない。
 - (イ) 脱退届
 - (ロ) 理由書
- (2) 本連盟脱退をもって同時に前日本学連からも自動的に脱退することとなる。

第9条(加盟各大学の義務)

- (1) 加盟各大学は(財)日本バレーボール協会、全日本学連あるいは本連盟が主催または主管する競技会に出場する場合には、本連盟に有効に登録された部員をもってチームを構成しなければならない。
- (2) 加盟各大学は(財)日本バレーボール協会、全日本学連あるいは本連盟が主催または主管する以外の競技会に出場する場合及び別途競技会を開催する場合

並びに海外に遠征試合を行う場合には事前に本連盟に届出なければならない。

第 10 条 (役員の定数)

本連盟に下記の役員を置く。

(1) 会 長	1 名
(2) 副 会 長	若干名
(3) 名 誉 顧 問	若干名
(4) 顧 問	若干名
(5) 参 与	若干名
(6) 理 事 長	1 名
(7) 副 理 事 長	2 名
(8) 常 任 理 事	11 名以内
(9) 理事(1)(2)(6)(7)(8)(12)(13)を含め	36 名以内
(10) 専門委員会委員長	9 名
(11) 専門委員会委員	若干名
(12) 学連委員会長	1 名
(13) 学連副委員長	2 名
(14) 学 連 委 員	加盟大学 各 1 名
(15) 代 表 委 員	男女各部 各 1 名
(16) 監 事	2 名

第 11 条 (会長)

- (1) 会長は理事会において推薦し、総会において選任する。
- (2) 会長は本連盟を代表し、会務を総括する。

第 12 条 (副会長)

- (1) 副会長は理事のなかから会長が指名し、理事会において選任する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、あらかじめ会長が指名した順序により、会長の職務を代行する。

第 13 条 (名誉顧問・顧問)

- (1) 名誉顧問は本連盟に特に功労のある者を理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (2) 顧問は加盟各大学のバレーボール部部長等、加盟大学の関係者のなかから理事会が推薦し会長がこれを委嘱する。

- (3) 名誉顧問及び顧問は本連盟の重要事項について、理事会の諮問に応じ、理事会に出席し意見を述べることができる。

第 14 条 (参与)

- (1) 参与は本連盟に功勞のあった者で理事会の推薦を受けた者を会長が委嘱する。
- (2) 参与は本連盟の運営について会長の諮問に応ずる。

第 15 条 (理事長・副理事長)

- (1) 理事長は理事の互選により選出され、会長が委嘱する。
- (2) 副理事長は理事のなかから理事長が指名し、会長が委嘱する。
- (3) 理事長は総会並びに理事会の決議及び本規約に基づき、会長を補佐し、理事会を統括して会務を執行する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在のときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、理事長の職務を代行する。

第 16 条 (常任理事)

- (1) 常任理事は第 17 条規定の会計担当理事 1 名、第 19 条規定の学連委員長 1 名及び理事の互選により選出された 9 名以内をもって構成され、会長が委嘱する。
- (2) 常任理事は本連盟の重要事項の提案・立案・審議等に参画し、会長・副会長・副理事長を補佐し、会務の執行を助ける。

第 17 条 (理事)

- (1) 理事は学識経験者及び学生理事によって構成されるが、その選任は総会において行われる。
- (2) 理事 36 名の構成は下記によるものとする。

(イ) 学識経験者理事	24 名
(ロ) 学 生 理 事	12 名
- (3) 理事は理議会を組織し、本連盟の重要事項を審議する。
- (4) 理事会は本規約の定めに従い、推薦・指名・互選等の方法により、会長・副会長・理事長・副理事長・及び専門委員会委員長を選任する。
また、会計担当理事を 1 名選出する。会計担当理事は本連盟の経理を執行する。

第 18 条 (専門委員会委員長・委員)

- (1) 第 32 条に規定される各専門委員会の委員長は理事会の推薦により選任され、

会長が委嘱する。

- (2) 各専門委員会の委員は委員長の推挙により理事会が審議のうえ選任し、会長委嘱する。
- (3) 各専門委員長は理事会に出席し、各専門委員会の所管事項について、その審議・討議内容及び結論について報告し、承認を得る。

第 19 条（学連委員長・副委員長）

- (1) 学連委員長は学連委員総会において、学連委員の選挙により選出され、会長が委嘱する。また、その選出方法については別に定める選挙管理規定によるものとする。
- (2) 学連委員長は学連委員総会の議長を勤め、加盟各大学の意志を代表する。
- (3) 副委員長は学連委員長が指名し、会長が委嘱する。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときは、あらかじめ委員長が定めた順序により委員長の職務を代行する。
- (5) 委員長および副委員長は学連委員総会を代表し、理事として理事会に出席し、理事として理事会に出席し、本連盟の運営に貢献する。

第 20 条（学連委員）

- (1) 学連委員は加盟大学を代表する委員として、各大学から 1 名ずつ選出される。なお、男子・女子の両チームを登録した大学は男女それぞれ 1 名ずつ学連委員を選出しなければならない。
- (2) 学連委員は学連委員総会を組織し、本連盟の運営に関する重要案件を学生の立場で検討し、必要な案件を理事会あるいは総会の審議に供するとともに、本連盟の事業推進に必要な業務を遂行する。

第 21 条（代表委員）

- (1) 加盟各大学は毎年春秋に開催されるリーグ戦を別に定める方法により部別に構成するが、その各部は所属する各大学の学連委員の互選により代表委員を選出する。
- (2) 代表委員の所属する大学がリーグ戦の結果、他部に昇降した場合は、代表委員は改選される。
- (3) 代表委員は代表委員会を構成し、リーグ戦の運営に関する諸事項を検討・実施する。

第 22 条（監事）

- (1) 監事は理事会の推薦に基づき、総会において選任される。

- (2) 監事は本連盟の財産の状況を監査するとともに、理事の業務執行の状況を監査し、必要に応じ、総会または理事会に対し監査結果を報告する。

第23条（役員の任期）

- (1) 本連盟各役員のうち、学識経験者役員の任期は2年、学生役員の任期は1年とする。
- (2) 欠員補充により就任する役員の任期は前任役員の残任期間とする。

第5章 会 議

第24条（会議の種類）

本連盟の重要事項を審議するため、下記の会議を置く。

- (1) 総 会
- (2) 常任委員会
- (3) 理 事 会
- (4) 学連委員総会
- (5) 代表委員会
- (6) 専門委員会

第25条（総会）

- (1) 総会は理事及び代表委員によって組織され、本連盟の最終決議機関となる。
- (2) 通常総会は年1回（原則として3月）会長が招集し、議長となる。
- (3) 理事総会は理事会が必要と認めるとき、会長が招集し、議長となる。

第26条（総会の議決）

- (1) 総会は理事会及び代表委員の過半数の出席をもって成立する。但し、総会議事につき書面をもって委任状を提出した者は出席ともみなす。
- (2) 総会の議決は出席者の過半数をもって決定する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第27条（総会の議決事項）

総会において下記の事項を審議し、議決する。

- (イ) 理事会の選任
- (ロ) 事業計画及び収支予算
- (ハ) 事業報告及び収支決算

- (二) 全日本大学選手権大会・東日本選手権大会等が関東地域において開催される場合の主管
- (ホ) 本連盟の重要な規約の改正・制定
- (ハ) その他、本連盟の事業に関する重要事項で理事会が必要と認める事項

第28条（常任理事会）

- (1) 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び常任理事により組織される。
- (2) 常任理事会は、本連盟の重要事項に関し、提案・立案・審議を行い、その討議結果を理事会及び必要に応じ総会の議決に委ねる。
- (3) 常任理事会は、会長が必要と認めた場合に招集し、議長となる。

第29条（理事会）

- (1) 理事会は、通常年4回会長が招集する。また、会長が必要と認めるとき、あるいは、理事の過半数から理事会に付すべき事項を示して招集を請求されたときにはその請求から3週間以内に臨時理事会を会長が招集する。
- (2) 理事会は、総会議決事項を事前に審議するとともに、その他の重要事項を審議・議決する。
- (3) 理事会は会長が議長となり、出席理事の過半数をもって議決する。可否同数の場合は決するところによる。
- (4) 理事会の議決事項は本規約細則に規定するところによる。

第30条（学連委員総会）

- (1) 学連委員総会は通常年2回、学連委員長が招集し、議長となる。
- (2) 学連委員総会は下記の事項を学生の立場で検討し、必要と思われる案件を理事会あるいは総会に提議する。
 - (イ) 本連盟総会付議事項（本規約第27条）
 - (ロ) 年度活動方針及び活動計画
 - (ハ) 学生役員の選任
- (ニ) その他理事会より検討を要請された事項あるいは加盟大学より検討を要求された事項
- (3) 学連委員総会は学連委員の過半数の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって決する。なお、あらかじめ書面をもって委任状を提出した者は出席とみなす。また、議決が可否同数の場合は議長の決するところによる。
- (4) 各学連委員は各自の所属する大学の意見を十分にまとめ、それを代表する。

第31条（代表委員会）

- (1) 代表委員会は通常年6回、学連委員総会前2回、春秋のリーグ戦前後に学連委員長が招集し、議長となる。また、学連委員長が必要と認めるときあるいは代表委員の過半数から代表委員会に付すべき事項を示して招集を請求されたときには、その請求から3週間以内に臨時代表委員会を学連委員長が招集する。
- (2) 代表委員会は代表委員の過半数の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって決する。なお、あらかじめ書面をもって委任状を提出したものは出席とみなすほか、当該各部の学連委員の代理出席も認める。また、議決が可否同数の場合は議長の決するところによる。
- (3) 代表委員は主として春秋のリーグ戦の運営に関する事項を検討するほか、学連委員総会の付議事項を審議する。

第32条（専門委員会）

- (1) 本連盟に次の専門委員を置く。
 - (イ) 総務委員会
 - (ロ) 競技委員会
 - (ハ) 審判委員会
 - (二) 指導普及委員会
 - (ホ) 男子強化委員会
 - (ヘ) 女子強化委員会
 - (ト) 広報委員会
 - (フ) ビーチバレーボール委員会
 - (リ) 科学研究委員会
- (2) 各専門委員会の業務・運営については、別途理事会の議決を経て定める専門委員会規程によるものとする。
 - (3) 専門委員会の設置・廃設は理事会の決議による。
 - (4) 専門委員会の決定事項は理事会の承認を要する。

第33条（特別委員会）

- (1) 前条の各専門委員会に属さない特別な事項を検討するため、理事会の決議により特別委員会を設置することができる。
- (2) 特別委員会の委員長及び委員は理事会の推薦により、会長がする委嘱する。
- (3) 特別委員会は設置理由の事項を検討・審議し、理事会に提案した時点で解散されるものとする。

第34条（議事録）

- (1) 本連盟のすべての会議は議事録を作成の上、保存するとともに本連盟の役員あるいは加盟大学からの要請があった場合には閲覧に供さなければならない。
- (2) 特に総会の議事録は本連盟に登録されたすべての大学に総会開催後1ヶ月以内に送付されなければならない。

第6章 会 計

第35条（会計年度）

本連盟の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。

第36条（資産）

本連盟の資産は次の収入によりなるものとする。

- (1) 本連盟への加盟料及び登録料
- (2) 本連盟主催の事業に伴う収入
- (3) 本連盟の資産から生ずる収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

第37条（収支予算及び決算）

- (1) 本連盟の収支予算は理事会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。
- (2) 本連盟の収支決算は会計担当理事の責任において、正確に記帳・保管され、監事の監査・理事会の審議を経て、総会で承認される。

第7章 賞 罰

第38条（表彰）

- (1) 本連盟のため、特に顕著な貢献をした者を総会の決議により表彰することができる。
- (2) 被表彰者の選出及び表彰方法は別途定める表彰規程による。

第39条（懲罰）

本連盟の名誉を毀損し、または、本連盟の規約及び決議に従わない加盟大学・役

員に対し、総会の議決により、次の懲罰を課することができる。

- (1) 戒 告
- (2) 譴 責
- (3) 権利停止
- (4) 除 名
- (5) 罷 免
- (6) その他の処分

第 8 章 補 則

第 4 0 条（規約の改正または変更）

本規約は理事会の審議を経て、総会の議決により改正あるいは変更することができる。

第 4 1 条（付則・細則）

- (1) 本連盟は本規約の実施のために必要な付則・細則を理事会の議決により設けることができる。
- (2) 上記(1)項の付則・細則の改定あるいは変更は理事会の議決により行う。

細 則

第 1 条（加盟金）

本連盟第 6 条規定の加盟金は一会員あたり 10,000 円とする。

第 2 条（登録料）

本連盟第 7 条規定の登録料は一会員あたり毎年 5,000 円とする。

第 3 条（理事会議決事項）

次に掲げる事項については、総会の議決を要さず、理事会の議決をもって最終議決とする。

- (1) 副会長・名誉顧問・顧問・参与・理事長・専門委員会委員長の選任
- (2) 本規約の付則・細則の新設・改訂・廃止
- (3) 専門委員会の設置・廃設
- (4) 専門委員会規程の改廃
- (5) 専門委員会の審議事項の採択
- (6) 特別委員会の設置・廃設及び委員長・委員の選任
- (7) 特別委員会の審議事項の採否

(8) その他総会の決議により委任された事項

専 門 委 員 会 規 程

第 1 条（目的）

本規程は関東大学バレーボール連盟規約（以下、本連盟規約という）第 3 2 条に基づき、専門委員会の設置・運営に必要な事項を定め、その業務の効率的かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

第 2 条（委員会の名称・設置）

- (1) 専門委員会は本連盟規約第 3 2 条第 1 項に規定されている通り、総務委員会・競技委員会・審判委員会・指導普及委員会・男子強化委員会・女子協会委員会・広報委員会・ビーチバレーボール委員会・科学研究委員会の 9 委員会より構成され、第 3 条に規定されたそれぞれの所管事項を処理する。
- (2) 前項に規定された委員会のほかに、本連盟の事業遂行のため必要があるときは、本連盟理事会の決議により新たに専門委員会を設置することができる。

第 3 条（所管事項）

各専門委員会の所管事項は次の通りとする。

- (1) 総務委員会は本連盟の業務遂行にかかわる庶務事項、予算の編成・執行及び決算等の経理事項、会員の登録・資格等に関する事項及びその他の委員会に属さない事項を所管する。
- (2) 競技委員会は本連盟が主催または主管する競技会の競技日程及び競技要項の作成、競技会場の確保、競技会の準備・運営、競技者の登録、公式記録の整理・保管等の業務を所管する。
- (3) 審判委員会は審判員の養成・研修を行い、審判技術の向上を図るとともに本連盟が主催または主管する競技会の審判員の編成を所管とする。
また、本連盟審判員の認定を行うとともに、日本バレーボール協会及び都道府県バレーボール協会公認審判員の推薦を行う。
- (4) 指導普及委員会は大学バレーボールの普及発展と技術の向上を図るとともにバレーボール指導者の養成等の業務を所管する。また、本連盟の各委員会に帰属しない 9 人制バレーボールやソフトバレーボール等にかかわる各種業務を担当するとともにシッティングバレーボール等の障害者スポーツの指導者育成を図る。
- (5) 強化委員会は加盟大学及び選手の競技力向上を目指し、強化計画の作成・

実施などの業務を所管するとともに、本連盟代表チームの選出あるいは全日本大学チームへの選手推薦等の業務を行う。

- (6) 広報・企画委員会は大学バレーボールの普及を目指し、諸活動、諸行事の周知徹底を図るため各種報道機関との密接な関係を築くことに努めるとともに、情報コミュニケーションシステムの研究、構築及び各種出版物の企画、立案、作成等の業務を行う。
- (7) ビーチバレーボール委員会はビーチバレーボールの普及、発展のための諸施策を検討・立案し、本連盟理事会に上程する。また、本連盟が主催または主管するビーチバレーボール競技会に関し、競技会の準備、運営、競技者の登録等の業務ならびに審判員の編成等の業務を行う。
- (8) 科学研究委員会は本連盟加盟大学のバレーボールの技術・戦術の向上に寄与するよう技術・戦術の研究を行うとともに、トレーニング方法や各種データ分析方法の研究を行う。

第 4 条（委員長・委員の選考 / 任期）

- (1) 各専門委員会の委員長及び委員の選考は本連盟規約第 18 条に定められているところによる。
- (2) 各専門委員会には委員長の推挙により、理事会の決議を経て、副委員長を置くことができる。
- (3) 各専門委員の委員長の任期は下記の通りとし、重任は妨げない。

第 5 条（規定の改正または変更）

本連盟理事会の決議により本規程の改正または変更を行うことができる。